

奈良県立橿原考古学研究所公的研究費不正使用防止計画（別紙）

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費の管理及び運営に関し、機関内における責任体制が不明確。	○責任体制の明確化 最高管理責任者 副所長（事務） 統括管理責任者 副所長（技術） コンプライアンス推進責任者 調査部長 監事 総務課長

2. 研究費執行に係る適正な運営・管理

不正発生要因	不正防止計画
諸規程に対する研究者等の認識が不足。	○本研究所HPに、関連規程を掲載する。 ○毎年度、年度当初に「公的研究費使用の手引き」（様式、手続の統一化）を作成し、研究者等に配布する。 ○毎年度、年度当初に研究者等を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。
研究費の使用ルールに対する研究者等の認識が不足。	○毎年度、年度当初に「公的研究費使用の手引き」（様式、手続の統一化）を作成し、研究者等に配布する。 ○毎年度、年度当初に研究者等を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。 ○毎年度、次年度の科研費の応募前に研究者等を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄。	○毎年度、年度当初にコンプライアンス教育に係る研修会を開催し研究者等に受講させる。 ○研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスの意識の向上を促す。 ○研究者等から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ○不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。 ○主な取引業者に誓約書の提出を求めるとともに、不正な取引に関与した業者については、取引停止等を行う。
予算執行管理が不十分。	○下半期に随時、研究者に対し、その執行状況及び、適正執行の啓発を周知する。 ○特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。

3. 研究費目毎の適正な運営・管理

不正発生要因	不正防止計画
物品購入にかかる取引実態の把握が不十分。	○物品の納品時に、検収担当部署による検収を義務付ける。
出張に係る実態の把握が不十分。	○研究者が事前に総務事務システム等により旅行何を起案し決裁を受ける。 ○支払い時には、用務の概要等を記入する「出張報告（記録）」の提出を求める。 ○海外出張の場合は、日程表、旅行代理店等からの見積書・請求書・領収書、航空券の半券等の提出を求める。
研究補助者等の勤務実態の把握が不十分。	○研究代表者が、研究補助者等を継続して雇用する場合は、本研究所が雇用契約を締結し雇用する。 ○「出勤表」により、研究代表者が研究補助者等の出勤日時、業務の内容を確認する。 ○本研究所内で勤務する場合は、タイムカードにより出退勤の確認を行う。

4. 告発制度の確実な運用

不正発生要因	不正防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	○「奈良県立橿原考古学研究所公的研究費不正使用に係る調査等に関する規程」の適正な運用に努める。 ○研究者等に通報制度の周知の徹底を図る。

5. 内部監査の在り方

不正発生要因	不正防止計画
監査体制が不十分。	○毎年度、内部監査を実施する。 ○内部監査対象の抽出において偏らないよう配慮する。